当裁判所昭和二六年(オ)第六六〇号農地買収計画訴願裁決取消請求事件につき、 当裁判所が昭和二八年三月一二日になした上告棄却の判決に対し、申立人から異議 の申立があつたが、当裁判所は裁判官全員の一致で、右申立を理由なきものと認め、 次のとおり決定する。

主 文

本件異議を却下する。

申立費用は申立人の負担とする。

昭和二八年四月一日

最高裁判所第一小法廷

郎	俊	江	入	裁判長裁判官
毅		野	真	裁判官
輔	悠	藤	斎	裁判官
ŔΚ	=	松	岩	裁判官